明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則及び認定日本語教育機関認定基準の一部を改正する省令（文部科学一八）　二

○ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（経済産業三五）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通五五）

〔告　示〕

○天皇皇后両陛下は第七十四回全国植樹祭に御臨場になる件（宮内庁四）　三

○棚田地域振興法第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を指定する件（総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境一）

○令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件（中央選挙管理会一一）

○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務一二〇）

○公職選挙法第九十三条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件（同一二一）

○高速自動車国道に関する件（国土交通三七九、三八〇）

○海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾を指定した件（同三八一）

○都市計画に関する件（同三八二、三八三）

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同三八四）　三

○砂防法第二条の土地を指定する件（同三八五～三九〇）

○道路に関する件（東北地方整備局五一）

○道路に関する件（四国地方整備局三三、三四）　四

〔国会事項〕

内閣　法務省　公安調査庁　八

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

四国地方整備局公示（四国地方整備局）　一〇

通　運

海事補佐人の登録、登録抹消（海難審判所）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分、証票無効関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一二

会社その他　一三

省　令

○文部科学省令第十八号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則及び認定日本語教育機関認定基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月二十六日

文部科学大臣　盛山　正仁

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則及び認定日本語教育機関認定基準の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「第六号に規定する法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定める日本語教育機関」を「第五号イに規定する告示日本語教育機関」に改める。

一　日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則（令和五年文部科学省令第三十九号）附則第二条第四号並びに第五条第一項及び第三項

二　認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）附則第二条及び第四条

附　則

この省令は、令和六年四月二十六日から施行する。

○経済産業省令第三十五号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十一条第一項、第六十一条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第九十六条第一項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月二十六日

経済産業大臣　齋藤　健

ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第七章　［略］	第一章～第七章　［略］
第八章　雑則（第六十四条）	［新設］
附則	附則
第八章　雑則	［新設］
（ガス工作物に係る保安に支障のおそれがないと認められる場合の特例）	
第六十四条　経済産業大臣がガス事業者による保安の確保の方法がそのガス工作物に係る保安に支障のおそれがないものであると認める場合における当該ガス工作物が適合するよう維持しなければならない技術上の基準は、第十七条、第二十二条、第三十五条第一項、第三十八条、第四十六条、第五十二条、第五十四条及び五十五条の規定にかかわらず、その認めたものをもって、これらの規定に規定する基準に代えるものとする。	［新設］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、公布の日の翌日から施行する。

○国土交通省令第五十五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第五条の三第三項、第十条の四第一項及び第十七条の四第二項並びに第十九条の二十二第一項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月二十六日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第五条の三第三項の国土交通省令で定める性状又は種類の油）	（法第五条の三第三項の国土交通省令で定める性状又は種類の油）
第八条の十三　法第五条の三第三項の国土交通省令で定める性状又は種類の油は、次の各号に掲げる油（令別表第一の五に掲げる北極海域を航行する船舶にあつては、第二号に掲げる油（燃料油として積載されたものに限る。））とする。	**第八条の十三**　法第五条の三第三項の国土交通省令で定める性状又は種類の油は、次の各号に掲げる油とする。
一～四　（略）	一　摂氏十五度における密度が九百キログラム毎立方メートルを超える原油
	二　摂氏十五度における密度が九百キログラム毎立方メートルを超え、又は摂氏五十度における動粘度が百八十平方ミリメートル毎秒を超える原油以外の油
	三　歴青油又はその乳化物
	四　タール又はその乳化物
（船舶発生廃棄物記録簿を備え付けるべき船舶）	（船舶発生廃棄物記録簿を備え付けるべき船舶）
第十二条の三の五　法第十条の四第一項の国土交通省令で定める船舶は、総トン数百トン以上の船舶及び最大搭載人員十五人以上の船舶（海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事しているものを除く。）とする。	**第十二条の三の五**　法第十条の四第一項の国土交通省令で定める船舶は、総トン数四百トン以上の船舶及び最大搭載人員十五人以上の船舶（海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事しているものを除く。）とする。

（外国において搭載した燃料油の燃料油供給証明書の要件） **第十二条の十七の八**　法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定める要件に適合する書面は、次に掲げる事項が記載されている書面とする。 一　船名及び国際海事機関船舶識別番号 二　燃料油を搭載した場所 三　燃料油を搭載した年月日 四　燃料油供給者の氏名又は名称、住所及び電話番号 五　燃料油の製品名 六　燃料油の搭載量 七　燃料油の摂氏十五度における密度 八　燃料油の硫黄分濃度 九　燃料油の引火点 十　燃料油が令第十一条の十又は第十一条の十一に定める基準に適合する旨及びその旨を証する燃料油供給者の署名	（外国において搭載した燃料油の燃料油供給証明書の要件） **第十二条の十七の八**　法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定める要件に適合する書面は、次に掲げる事項が記載されている書面とする。 一　船名及び国際海事機関船舶識別番号 二　燃料油を搭載した場所 三　燃料油を搭載した年月日 （新設） 四　燃料油の製品名、摂氏十五度の温度における密度及び硫黄分濃度 五　燃料油の搭載量 （新設） （新設） （新設） 六　燃料油供給者の氏名及び署名、住所並びに電話番号

附　則

この省令は、令和六年五月一日から施行する。ただし、第八条の十三の改正規定は、令和六年七月一日から施行する。